

第19期 定時株主総会 招集ご通知

remixpoint

日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付時間 午前9時～）

議決権を有効に行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につきQUOカード（500円分）を後日郵送にてお送りさせていただきます。

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3825/>



株 主 各 位

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長CEO 小田 玄紀

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。本総会では、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、遠隔地からも参加可能な、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」(ライブ配信)を導入いたします。詳細につきましては、後記【ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内】をご参照ください。同様に、感染拡大防止の観点から会場にご用意する席数を減らしております。当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、ライブ配信へのご参加をご検討いただき、当日のご来場については極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日(月曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会において議決権を有効に行使いただきました株主様に対しては、後日QUOカード(500円分)を郵送にてお送りいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日)午前10時(受付時間午前9時～)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第19期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

<株主様へのお願い>

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.remixpoint.co.jp/ir/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業において感染リスクがあります。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。
- ◎ 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください申し上げますようお願いいたします。
- ◎ 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryo05/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類並びに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類で構成されております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.remixpoint.co.jp/ir/>) に掲載し、周知させていただきます。
- ◎ 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会におきましては、書面又はインターネット等により議決権行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後6時30分到着

インターネット等



パソコン又はスマートフォンから、次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後6時30分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

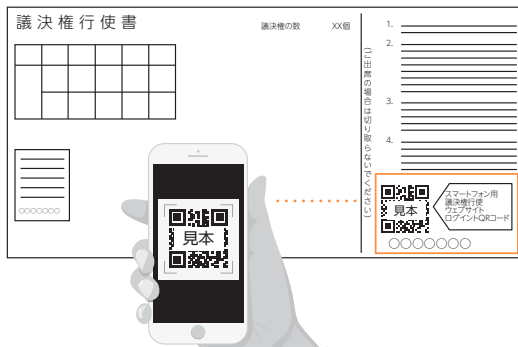
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

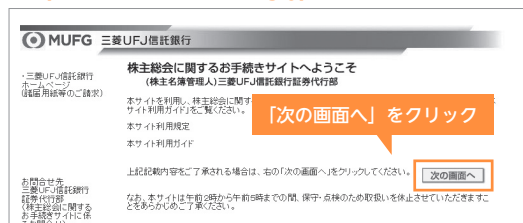
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

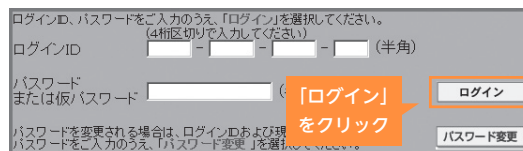
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセスする

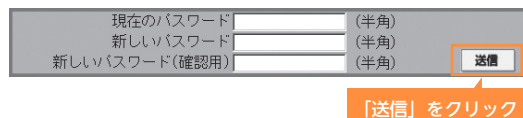
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



- 3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力
「新しいパスワード」と
「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 9:00~21:00)

【ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内】

本総会におきましては、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただきますようお願いしておりますが、ご来場を見合わせていただいた株主様が遠隔地から会場の模様をご視聴いただけるよう、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（以下「ライブ配信」）を実施いたします。

なお、ライブ配信へのご参加では議決権行使を行うことはできません。そのため、ご参加の株主様は、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1 配信日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時から

2 当日の視聴方法

ライブ配信にご参加して、ご視聴される株主様は、下図のQRコードを読み込むか、下記「株主様専用ウェブサイト」にアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

- ・株主様専用ウェブサイト

<https://web.sharely.app/login/remixpoint-19>



- ・必要事項

- ①株主番号
- ②郵便番号（2022年3月末日時点）
- ③議決権個数

ログインページ（イメージ）

株主番号
① 例) 012345678
郵便番号
② 例) 150-0044
議決権個数
③ 例) 1000
ログイン

議決権行使書（イメージ）

議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日	議決権の数 股数	議案 原案に対する賛否 第三号 賛 否 第二号 賛 否	議決権個数 株主日現在のご所有株式数
②郵便番号	③議決権個数	①株主番号	

3 注意事項

・ライブ配信にご参加される株主様におかれましては、会社法上、本総会に出席したものとみなされません。議決権行使につきましては、株主総会参考書類をご参照の上、書面又はインターネットによる事前行使をお願いいたします。

・当日は、安定した映像配信に努めてまいりますが、システム障害や通信環境等による映像や音声の乱れ、配信の一時中断等が発生する可能性があります。当社はこれらの障害等によってご視聴されている株主様が被った不利益に関して責任を負いかねますことをご了承ください。

・ライブ配信の参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。

・ライブ配信における配信映像や音声について、全部又は一部にかかわらず、その複製、転載、第三者への公開はご遠慮ください。

・2022年3月末日以降に届出住所をご変更されている株主様におかれましては、議決権行使書面に新住所の郵便番号が記載されている場合がございます。ライブ配信にご参加される際は、2022年3月末日時点の郵便番号をご入力いただきますようお願いいたします。

・その他、ライブ配信の配信システムに関するご不明点に関しましては、①お問い合わせ電話番号までご連絡いただくか、②FAQサイトをご確認ください。

①お問い合わせ電話番号

03-6416-5286 (対応可能日時 2022年6月28日(火曜日) 午前9時から本総会終了時まで)

②FAQサイト

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

4 インターネットによる事前ご質問の受付について

本総会の目的事項に関する株主様からの事前質問をお受けいたします。

ご質問を希望される株主様は、「議決権行使書」をお手許にご用意の上、当社お問い合わせフォーム (<https://www.remixpoint.co.jp/contact/>) にアクセスしていただき、所定の事項及びご質問内容をご入力ください。

回答につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiry05/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

これまでの資本政策により当社の発行済株式数は、2022年4月30日時点で116,580,700株となっております。

将来の事業拡大に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の150,000,000株から300,000,000株に変更するものであります。

(3) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、定款に定めることにより一定の条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。遠隔地の株主様をはじめ、多くの株主様が出席しやすい環境を整えることができ、感染症拡大や大規模災害の発生、その他社会のデジタル化に対して柔軟に対応できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、2022年4月19日をもってこの変更に必要な産業競争力強化法第66条第1項に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(4) 株主総会資料に関する電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられていることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～41. (条文省略) (新設)</p> <p>42. ～58. (条文省略)</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～41. (現行どおり)</p> <p><u>42. 暗号資産をはじめとするデジタル資産関連事業への投資</u></p> <p><u>43. ～59. (現行どおり)</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>②当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第15条～第42条 (条文省略)</p> <p>(附則) 第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件により生ずるその他資本剰余金7,198,527,446円のうち、4,627,225,701円を繰越利益剰余金に振り替えて、損失額解消に充当するとともに、2,000,000,000円を上限とした自己株式取得を実施いたします。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金7,198,527,446円のうち、7,198,527,446円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月28日（予定）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役3名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見がない旨を確認しております。

なお、本議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会は、社内取締役3名、社外取締役4名の7名（男性6名、女性1名）の構成となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おだ げんき 小田 玄紀 (1980年9月6日生)	2002年8月 有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション 代表取締役（現任） 2004年4月 フードディスカバリー株式会社 取締役経営戦略室室長 2007年7月 STC株式会社 取締役経営戦略本部本部長 2011年1月 一般社団法人アショカジャパン アショカ・アライアンス・パートナー 2012年6月 当社 取締役 2013年10月 文部科学省 民間パートナー 2015年6月 当社 取締役副社長 2016年3月 株式会社ビットポイント（現 株式会社ビットポイントジャパン）代表取締役副社長 2016年8月 株式会社ジャービス 取締役 2016年12月 当社 代表取締役社長 株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役社長 2018年6月 当社 代表取締役会長CEO 2018年11月 当社 代表取締役会長兼社長CEO 2019年6月 当社 代表取締役社長CEO（現任） 2020年3月 株式会社ビットポイント・ホールディングス 代表取締役社長（現任） 2021年9月 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 理事副会長（現任） 2022年1月 株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役会長（現任）	312,211株
【取締役候補者とした理由】 小田玄紀氏は、当社代表取締役社長CEOをはじめとする当社グループ経営の責任者として、これまで当社グループ経営を牽引しております。同氏の豊富な知識・経験等は当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者いたしました。なお、同氏を本総会で取締役役に選任いただいた場合、引き続き当社代表取締役社長CEOとして選定する予定です。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	たかはし よしひこ 高橋 由彦 (1970年1月17日生)	1992年4月 名古屋短資株式会社(現 セントラル短資株式会社)入社 1997年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村証券株式会社入社 2008年11月 同社 主計部フィナンシャルアカウンティングニ課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向 企業会計基準委員会専門研究員 株式会社アイレップ 入社(経理財務担当) 2015年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社 管理本部長 2018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ビットポイントジャパン 取締役(現任) 2020年6月 当社 取締役経営管理部長(現任)	7,373株
【取締役候補者とした理由】 高橋由彦氏は、当社入社後、経営管理部門に従事し、現在は当社取締役経営管理部長を務めております。同氏の豊富な知識や経営管理部門での経験等は当社の企業価値向上に不可欠であるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
3 ※	なかごみ ゆうじ 中込 裕司 (1975年11月8日生)	1994年4月 大蔵省(現 財務省) 関東財務局 入局 2001年4月 株式会社テレウェイヴリンクス 入社 2005年10月 STC株式会社 入社 2011年1月 株式会社ジェットガジェット 代表取締役 2020年10月 当社 エネルギーソリューション事業部 第一ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 エネルギー事業部長(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 中込裕司氏は、当社入社後、エネルギー事業部門に従事し、現在は当社執行役員エネルギー事業部長を務めております。当社において積極的な事業展開を進める等、豊富な経験や知識、業界への知見を有しており、当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、小田玄紀氏、高橋由彦氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中込裕司氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、小田玄紀氏、高橋由彦氏、中込裕司氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 取締役候補者の所有する当社株式は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役4名のうち、高山雄大氏及び東海林秀樹氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。これにより当社の監査等委員である取締役は4名となります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たかやま たけひろ 高山 雄大 (1973年9月10日生)	1997年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年4月 公認会計士 登録 2020年5月 グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社入社（現任） 2020年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	2,944株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割】 高山雄大氏は、公認会計士として培われた豊富な知識と経験を有しております。高い専門性と独立した立場から、当社経営全般に助言をいただくとともに、客観的立場で当社の成長及びコーポレートガバナンス強化に寄与していただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者（社外取締役候補者）といたしました。なお、同氏が当社の監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
2 ※	やまだ よういち 山田 庸一 (1973年7月17日生)	1999年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 九段綜合法律事務所 入所 2014年7月 大阪国税不服審判所 国税審判官 2016年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2018年8月 法律事務所チェスター（現CST法律事務所） パートナー弁護士（現任） 2019年3月 スマートフィナンシャル株式会社（現HashDash株式会社） 監査役 2019年6月 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役（現任）	一株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山田庸一氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。高い専門性と独立した立場から、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス全般に関する助言をいただくとともに、客観的立場で当社のコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である取締役候補者（社外取締役候補者）といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高山雄大氏、山田庸一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、高山雄大氏との間において、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、山田庸一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、高山雄大氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、山田庸一氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、高山雄大氏、山田庸一氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
7. 高山雄大氏、山田庸一が原案どおり選任された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。

以上

■取締役及び監査等委員である取締役スキルマトリックス
(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

氏名	新任・再任 社外／独立	当社における 地位	監査等 委員	取締役に期待する分野・専門性						
				企業 経営	業界へ の知見	財務／ 会計	グロー バル 経験	法務／ リスク 管理	サステナ ビリティ	DX／IT
小田 玄紀	再任	代表取締役		●	●		●		●	●
高橋 由彦	再任	取締役				●				
中込 裕司	新任	取締役		●	●				●	
今川 慎一	現任 社外 独立	社外取締役	●	●		●	●			
高山 雄大	再任 社外 独立	社外取締役	●			●		●		
江藤 美帆	現任 社外 独立	社外取締役	●	●					●	●
山田 庸一	新任 社外 独立	社外取締役	●					●	●	

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績につきましては、売上高28,753百万円（前期比117.5%増）、営業利益8,205百万円（前連結会計年度は営業損失2,888百万円）、経常利益8,173百万円（前連結会計年度は経常損失2,893百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益6,913百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,974百万円）となりました。

なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。当社グループの報告セグメントは、業績評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー事業」、「自動車事業」、「レジリエンス事業」、「金融関連事業」及び「その他事業」の5つで構成されております。なお、前連結会計年度において決定された方針に基づき、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。

(エネルギー事業)

エネルギー事業においては、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけて発生した一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という）における電力取引価格の高騰以降、需要家へ安定的に電力供給を行うため、相対取引や電力先物取引の活用など電源調達の多様化を進めてまいりました。また、今後最大需給量を基に容量拠出金が決定されることを踏まえて、容量市場対応方針を定め営業活動を推進し、契約期間が満了した需要家の一部についても、同方針の下、契約を延長しなかったことで総契約容量が減少していたところに、ロシアのウクライナ侵攻などに端を発する世界的な燃料価格の上昇に伴う電力取引価格の高騰がありましたが、冬場はJEPXでの電力取引価格が上昇する傾向があることを踏まえ、供給予定の電力量に対応する電力調達は前もって固定価格化していたため、調達面ではJEPXにおける今冬の電力取引価格高騰の影響をほとんど受けることなく、さらに、2022年4月以降供給するための電力の調達コストを固定化するべく契約していた電力先物取引証拠金の実現損益及び評価損益もあったことから、利益が大きく伸長しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は12,672百万円（前期比83.9%増）、セグメント利益（営業利益）1,664百万円（前連結会計年度は営業損失2,150百万円）となりました。

(自動車事業)

自動車事業においては、中古車販売事業者との中古車売買、及び中古車売買に関するコンサルティング等を行っております。中古車売買事業は、業者間売買であることもあり粗利率は低いものの、仕入から販売までの決済回収期間が短いため、資本回転率の高いビジネスを実現しております。当連結会計年度においては、前連結会計年度と比して、販売台数が増加したこともあり、増収増益となりました。また、取引の実態を踏まえて、一部の販売取引につき、売上計上時期又は売上計上額の変更を行っております。

以上の結果、当セグメントの売上高は4,542百万円（前期比15.1%増）、セグメント利益（営業利益）19百万円（前期比1.1%増）となりました。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、省エネコンサルティング事業及び感染症対策関連事業から構成されています。当連結会計年度においては、前連結会計年度から取り扱っている感染症対策関連商材の拡販に努めるとともに、MA-T System関連商品（「すごい水」シリーズ）の本格的販売に着手しました。また、これまで蓄積したノウハウをもとに各種補助金等の活用支援に関するコンサルティングを行いました。しかしながら、MA-T System関連商品の知名度が高まらないこともあり売上が当初予定していたよりも伸びず、また、第2四半期より本格的に販売を開始する予定だった家庭用蓄電池システム（remixbattery）も世界的な半導体不足の影響から生産が滞り、販売活動が低調だったこともあり、当連結会計年度は前年同期と比して減収減益になりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は700百万円（前期比16.1%減）、セグメント損失（営業損失）228百万円（前連結会計年度は営業利益110百万円）となりました。

(金融関連事業)

株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」という）は、暗号資産交換業者として暗号資産交換所の運営を行っており、これまで暗号資産現物取引、暗号資産デリバティブ取引（レバレッジ取引）、暗号資産レンディング等のサービスを提供しておりましたが、2019年改正金融商品取引法により証拠金の上限倍率（レバレッジ倍率）が4倍から2倍に引き下げられたことなどを背景に、暗号資産デリバティブ取引市場が縮小し、BPJにおいても暗号資産デリバティブ取引（レバレッジ取引）サービスによる収益獲得は減少傾向にありました。これを踏まえ、2021年12月29日付で金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業を廃業し、暗号資産デリバティブ取引（レバレッジ取引）サービスの提供を終了いたしました。当連結会計年度においては、複数の暗号資産の取扱いを開始したことで手数料収入・トレーディング収益が増加しました。一方で、売上を伸長させたものの、販管費を低い水準にコントロールできたことで、前連結会計年度と比して収益性が改善いたしました。また、第1四半期連結会計期間より営業取引として金融関連事業に含めている暗号資産関連事業に関する投資についても、出資先からの配当や出資先である投資事業組合の損益取込により、順調に収益を計上することができました。

以上の結果、当セグメントの売上高は10,767百万円（前期比739.0%増）、セグメント利益（営業利益）7,612百万円（前連結会計年度は営業損失260百万円）となりました。

(その他事業)

その他事業は、マーケティングコンサルティング事業のほか、新規に立ち上げた事業などを含んでおります。なお、比較する前年同期には当時の旅行関連事業に係る数値が含まれております。

以上の結果、当セグメントの売上高は70百万円（前期比73.2%減）、セグメント利益（営業利益）13百万円（前期比77.6%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は289百万円であり、主な内訳はソフトウェア201百万円、建物56百万円、工具器具備品22百万円、ソフトウェア仮勘定9百万円であります。

3. 資金調達の状況

2021年11月8日に、第三者割当の方式により、第18回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、その行使により1,578百万円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特筆すべき事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループは、特に規制緩和・法令改正のある事業領域に対して、投資・事業開発を、積極的に進めており、2022年3月期での主要事業は、エネルギー事業、レジリエンス事業、自動車事業、金融関連事業となっております。

今後いずれの分野においても、ブロックチェーン、AI、IoT等の技術の応用を進め、社会の変化に合わせて事業内容を進化させ、事業収益を創出できるよう、ビジネスモデルや組織体制を適切に変化させてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応下での行動制限期間が当初の想定よりも長引いたことにより、企業や個人の新たな行動様式が定着しつつあります。当社グループとしては、この変化もチャンスと捉え、「ポスト・コロナ時代」に向け、新しい価値観に沿ったビジネスモデルの創出・提供、新しい働き方の実現に取り組んでまいります。

また、当社はSBIホールディングス株式会社との間で、エネルギー分野及びCrypto分野での包括的な資本業務提携契約（2022年5月12日付）を締結いたしました。今後、本提携によるシナジーを最大限に生かし、当社グループの事業拡大と企業価値の向上に繋げてまいります。

(1)エネルギー事業における課題

電力小売事業では、世界的な燃料価格の上昇に伴う電力取引価格の高騰や先行きが不透明な電力市場に対する懸念から、電力先物市場における取引価格も上昇しました。

当社グループでは、既の実施している電力調達における相対電源比率の適正レベルの設定、電力先物取引の活用等により、天候、燃料供給状況等の変化に伴う電力調達価格の変動リスクの低減を、今後も継続してまいります。

また、電力小売事業を含む電力業界は、発送電分離、次世代スマートメーター制度、容量市場の導入、2050年カーボン・ニュートラルへの挑戦、電源の脱炭素化、再生可能エネルギー発電の活用、分散型エネルギー源（DER：Distributed Energy Resources）の取込みなど、大きな制度改革とそれによる新ビジネス模索という業界再編の時期に入っているとされます。当社としましては、このような事業環境のもと、SDGs（※1）を推進しつつ、新たな収益機会を創出し、適正な水準の収益及びキャッシュ・フローの確保を図るべく、事業運営してまいります。

(2)レジリエンス事業における課題

感染症対策関連事業では、『正しく恐れる』をテーマに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の商材を幅広く展開してまいります。その中でも、MA-T（Matching Transformation System：要時生成型亜塩素酸イオン水溶液）を原料とした自社ブランドである「すごい水」、[SUGOMIZU]などの商品ラインナップの充実を図ります。

感染症対策関連事業における取扱い商品やサービスは、人の健康・安全に密接に関連していることから、その広告や販売に関し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）及び関連法令や広告規制等の適用を受ける場合が考えられます。当社グループでは、商材の企画・開発、広告、販売に際しては、消費者事故等の発生防止に努めるとともに、コンプライアンスを徹底してまいります。

また、省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP（事業継続計画）対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギーと蓄電池や発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開していき、省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上（※2）を促すための取り組みを推進してまいります。

レジリエンス事業では、これまでの省エネコンサルティング事業における補助金活用等のノウハウを、エネルギー分野だけではなく、環境対策、防災・減災対策、感染症対策等においても応用し、収益獲得の機会の創出・獲得に努めてまいります。

(3)自動車事業における課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化及びそれに伴う政府の施策、人々の働き方の変化その他による中古車市場への影響は否めないものの、景気等の影響を受けにくいといわれている高級車を主商材とした国内の業者間売買を軸に、引き続き展開してまいります。

なお、今後、新車販売について電気自動車（EV）やハイブリッド車に転換するとの方針が示される中、中古車市場への影響はまだ計り知れませんが、充電施設の普及その他環境を踏まえ、適切な対応ができるよう努めてまいります。

(4)金融関連事業における課題

金融関連事業では、当社連結子会社（孫会社）である株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」という）において、利用者に対し、快適かつ安定した取引環境の提供を継続して行ってまいります。具体的には、利用者の利便性をより向上させるため、注文方式の拡充、法定通貨・暗号資産の送受金速度の改善、口座開設申込の改善に取り組みます。また、取扱い暗号資産（国内初新規銘柄を含む）を増やし、ディーリングシステムを改善すること等で収益力を向上させるとともに、マーケティング活動を強化することで、利用者数を増やし、取引量を増加させてまいります。また、利用者の資産を安全に保管・管理するセキュリティの確保・強化は、事業遂行上極めて重要であるとの認識のもと、暗号資産の保管・管理態勢を高水準で維持し改善するべく、努めてまいります。

また、法令上及び事業遂行上必要とされるリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の拡充を図りつつ、これまで以上に安定した収益を確保できるよう努めてまいります。

(5)経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウォンツを的確にとらえ社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行ってまいります。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々を経営環境を鑑み、必要に応じて、海外を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

(6)内部管理体制の拡充並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」（2018年12月一部改訂）において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレートガバナンス・コードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。

また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

(7)優秀な人財の確保・育成

当社グループは、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、事業環境の変化に円滑に対応して社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、就業環境の整備・改善に注力してまいります。

(8)ダイバーシティの推進

当社グループでは、現在、複数の国籍の人財を登用しておりますが、今まで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけではなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、意欲ある従業員が長期的に活躍し、出産・育児との両立ができるように、テレワーク等を活用した就業環境の整備及び柔軟な人事制度を導入してまいります。

※1 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

※2 レジリエンス：環境の変化や突然の混乱、危機に際し、繁栄・存続するための適応能力・回復力・強靱性

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年3月)	第 17 期 (2020年3月)	第 18 期 (2021年3月)	第 19 期 (当連結会計年度 (2022年3月))
売上高	11,780百万円	11,229百万円	13,217百万円	28,753百万円
経常利益又は経常損失 (△)	△1,712百万円	△1,231百万円	△2,893百万円	8,173百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,812百万円	△5,173百万円	△2,974百万円	6,913百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△31円81銭	△88円66銭	△36円86銭	64円05銭
総 資 産	21,797百万円	14,259百万円	47,556百万円	72,968百万円
純 資 産	8,221百万円	3,870百万円	4,322百万円	14,114百万円
1株当たり純資産額	144円23銭	62円86銭	43円76銭	121円03銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第18期より、会計方針を一部変更しております。詳細は「連結注記表（会計方針の変更に関する注記）」をご覧ください。第16期及び第17期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
3. 第19期より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第19期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
4. 第16期は事業環境が大きく様変わりしたこと、及び集中的なシステム構築費用等を主要因として減収減益となりました。
5. 第17期は、BPJにおいて暗号資産の不正流出があったこともあり、営業損失になるとともに、大幅な当期純損失となりました。
6. 第18期は、2020年12月から2021年1月にかけての卸電力取引市場における電力価格の異常な高騰により電力調達価額が多額となったことから、大幅な経常損失となっております。また、ビットコインをはじめとする各暗号資産価格の上昇により、顧客預り暗号資産が増加したことで、総資産が大幅に増加しております。さらに、主に、第三者割当て発行された第13回及び第15回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。
7. 第19期は、暗号資産の新規取扱いを複数開始したことにより、手数料収入とトレーディング収益が増加しました。それに併せて、利用者預り暗号資産が増加したことで総資産は大きく増加しております。また、主に、第15回、第16回及び第18回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年3月)	第 17 期 (2020年3月)	第 18 期 (2021年3月)	第 19 期 (当事業年度) (2022年3月)
売 上 高	10,435百万円	10,422百万円	11,733百万円	18,438百万円
経常利益又は経常損失 (△)	116百万円	100百万円	△2,414百万円	1,482百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	61百万円	△4,011百万円	△2,467百万円	1,218百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	1円07銭	△68円75銭	△30円58銭	11円28銭
総 資 産	8,785百万円	5,361百万円	9,237百万円	11,441百万円
純 資 産	7,884百万円	4,695百万円	5,654百万円	9,752百万円
1株当たり純資産額	138円32銭	76円41銭	57円31銭	83円57銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第19期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 第17期は、保有しているBPJ株式の評価減を特別損失の区分に計上したことにより、大幅な当期純損失となりました。
4. 第18期は、2020年12月から2021年1月にかけての卸電力取引市場における電力価格の異常な高騰により電力調達価額が多額となったことから、大幅な経常損失となっております。
5. 第19期は、電力小売が堅調に増加し、その一方で電力調達原価を適正にコントロールしたことにより、経常利益、当期純利益は増加しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
(株)ビットポイント・ホールディングス	51百万円	100.00%	金融関連事業中間持株会社
(株)ビットポイントジャパン	100百万円	100.00%	暗号資産交換所の運営等

(注) 議決権比率は、当社の子会社による間接所有分を含めて表示しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当 社 の 総 資 産 額
(株)ビットポイントジャパン	東京都港区	3,619百万円	11,441百万円

11. 主要な事業内容

(2022年3月31日現在)

事業	事業内容
エネルギー事業	電力売買
自動車事業	中古車の売買に関するコンサルティング、中古車の売買等
レジリエンス事業	省エネルギー化支援コンサルティング、エネルギー合理化、省エネルギー関連設備の販売等、感染症対策関連の商品・サービスの販売等
金融関連事業	暗号資産交換所の運営、暗号資産現物取引サービス、暗号資産送受金サービス、暗号資産レンディングサービスの提供等
その他事業	マーケティングコンサルティング等

12. 主要な事業所

(2022年3月31日現在)

名称	所在地	
当社	本社	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
	名古屋営業所	愛知県名古屋市西区
	石川営業所	石川県白山市
子会社	(株)ビットポイントジャパン	東京都港区
	(株)ビットポイント・ホールディングス	東京都港区

13. 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
エネルギー事業	80名	17名増
自動車事業	4名	－
レジリエンス事業	52名	13名増
金融関連事業	45名	5名減
その他事業	1名	3名減
全社(共通)	25名	1名増
合計	207名	23名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。
2. 「全社(共通)」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162名	31名増	36歳	3年1か月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。

14. 主要な借入先

該当事項はありません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月12日付にてSBIホールディングス株式会社との間で、資本業務提携契約を締結いたしました。

II. 会社の株式に関する事項

(2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 116,530,700株 (自己株式60,000株含む)
3. 株主数 38,973名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
リバイブ投資事業組合	10,309,300株	8.85%
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED	5,710,700株	4.90%
松井証券株式会社	1,405,500株	1.20%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT AC LIJ JP RD	1,230,000株	1.05%
株式会社MAYAINVESTMENT	1,115,000株	0.95%
西村 彰	890,000株	0.76%
鈴木 敬之介	630,000株	0.54%
芹澤 健太	557,200株	0.47%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	552,400株	0.47%
長崎 裕太	535,800株	0.46%

(注) 持株比率は、自己株式60,000株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第 11 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2019年5月22日	
新株予約権の数		12,098個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,209,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり835円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 38,800円 (1株あたり388円)	
権利行使期間		2020年4月1日から 2023年3月31日まで	
行使の条件		本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも700円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも50円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。	
役員保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数	8,700個
		目的となる株式数	870,000株
		保有者数	2人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
		保有者数	－人

		第 14 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2020年6月26日
新株予約権の数		23,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,360,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり254円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 9,400円 (1 株あたり94円)
権利行使期間		2020年11月1日から 2024年3月31日まで
行使の条件		本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも150円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも30円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 12,700個 目的となる株式数 1,270,000株 保有者数 4人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

		第 17 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2021年4月22日
新株予約権の数		26,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,680,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり192円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり17,800円 (1株あたり178円)
権利行使期間		2021年9月1日から 2025年3月31日まで
行使の条件		本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも53円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 12,900個 目的となる株式数 1,290,000株 保有者数 4人

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

2. 事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

		第 17 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2021年4月22日
新株予約権の数		26,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,680,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり192円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり17,800円 (1株あたり178円)
権利行使期間		2021年9月1日から 2025年3月31日まで
行使の条件		本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも53円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 12,900個 目的となる株式数 1,290,000株 交付者数 10人
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 交付者数 1人

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第 18 回 新 株 予 約 権 (行使価額修正条項付)
発 行 決 議 日	2021年10月21日
新 株 予 約 権 の 数	103,093個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 10,309,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権 1 個当たり190円
新 株 予 約 権 の 払 込 期 日	2021年11月8日
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個当たり19,400円 (1 株あたり194円)
行 使 の 条 件	(注)
権 利 行 使 期 間	2021年11月8日から 2023年11月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金 1,000,002,100円 2. 資本準備金 1,000,002,100円
割 当 先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をリバイブ投資事業組合に割り当てた。

(注) 当初行使価額：194円

本新株予約権の行使価額は、各修正日（以下に定義します。）に、各修正日の修正後行使価額（以下に定義します。）に修正されます。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が97円（以下「下限行使価額」といいます。なお、下限行使価額は調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日をいいます。各修正日の前取引日（以下に定義する。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げた金額になります）。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	小 田 玄 紀	株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役会長 株式会社ビットポイント・ホールディングス 代表取締役社長 一般社団法人日本暗号資産取引業協会理事副会長
取 締 役 経 営 管 理 部 長	高 橋 由 彦	公認会計士 株式会社ビットポイントジャパン 取締役
取 締 役	伊 勢 谷 元 彦	東洋ワーク株式会社 顧問 アクティベイト株式会社 シニアアドバイザー
取 締 役	馬 淵 邦 美	ポート株式会社 社外取締役
取 締 役	石 川 和 男	社会保障経済研究所 代表
取 締 役	椿 奈 緒 子	メンタリング株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 山 雄 大	公認会計士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	東 海 林 秀 樹	公認会計士 樹会計事務所 代表 株式会社グランシャリテ 代表取締役 テラ株式会社 監査等委員である取締役 縁監査法人 統括代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 川 慎 一	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 評議員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	江 藤 美 帆	株式会社栃木サッカークラブ 取締役マーケティング戦略部部长

- (注) 1. 取締役 馬淵邦美氏、石川和男氏、椿奈緒子氏、高山雄大氏、東海林秀樹氏、今川慎一氏及び江藤美帆氏は社外取締役であります。
2. 当社は業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も少ないうえ、内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において、取締役の業務執行の状況が取締役会において、毎月1回以上報告されているほか、役員連絡会等を通じて情報収集が容易である等、当社の内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 椿奈緒子氏、監査等委員である取締役 高山雄大氏、東海林秀樹氏、今川慎一氏及び江藤美帆氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役 高橋由彦氏、監査等委員である取締役 高山雄大氏、東海林秀樹氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2021年6月25日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、高野民治氏、安田博延氏及び江田健二氏は任期満了により退任しました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である馬淵邦美氏、石川和男氏、椿奈緒子氏、高山雄大氏、東海林秀樹氏、今川愼一氏及び江藤美帆氏は、それぞれ会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 補償契約の内容の概要

当社は小田玄紀氏、高橋由彦氏、伊勢谷元彦氏、馬淵邦美氏、石川和男氏、椿奈緒子氏、高山雄大氏、東海林秀樹氏、今川愼一氏及び江藤美帆氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職等

(2) 保険内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、(1)に規定する被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (3名)	36百万円 (6百万円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (全 て 社 外 取 締 役)	6名	15百万円
合 計	12名	51百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第15期定時株主総会（当時の取締役は8名）において、報酬額は年額1,000百万円以内（内、社外取締役分は200百万円以内）（ただし、いずれも従業員分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役は4名）において、報酬額は年額200百万円以内と決議いただいております。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、取締役会で選任された過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。

(2) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

① 固定報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は、固定の基本報酬（金銭）のみとし、年額を12等分し毎月支給することとします。基本報酬は、各取締役の役位、職責等に応じて定めるものとし、経営環境等を勘案して適宜見直します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法

代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名報酬委員会における審議及び決議により決定いたします。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取 締 役	馬 淵 邦 美	ポート株式会社 社外取締役
取 締 役	石 川 和 男	社会保障経済研究所 代表
取 締 役	椿 奈 緒 子	メンタリング株式会社 代表取締役
取締役(監査等委員)	高 山 雄 大	グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社
取締役(監査等委員)	東 海 林 秀 樹	樹会計事務所 代表 株式会社グランシャリテ 代表取締役 テラ株式会社 監査等委員である取締役 縁監査法人 統括代表社員
取締役(監査等委員)	今 川 慎 一	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 評議員
取締役(監査等委員)	江 藤 美 帆	株式会社栃木サッカークラブ 取締役マーケティング戦略部部长

(注) その他の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取 締 役 馬 淵 邦 美	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、国内外の事業会社におけるWebマーケティング分野の豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
取 締 役 石 川 和 男	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、電力・ガス自由化、再生可能エネルギーなどのエネルギー行政に関する豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
取 締 役 椿 奈 緒 子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、IT業界において様々な事業の運営に携わり、マーケティングに関し幅広い知識や経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 高 山 雄 大	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会14回の全てに出席し、会計分野における豊富な経験及び見識並びに会計士としての専門的知見及び経験から必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 東 海 林 秀 樹	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会14回の全てに出席し、会計及び税務分野における豊富な経験及び見識並びに会計士及び税理士としての専門的知見及び経験から必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 今 川 慎 一	当事業年度開催の取締役会13回及び監査等委員会11回の全てに出席し、公共性の高い企業において国内外における豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 江 藤 美 帆	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査等委員会11回の全てに出席し、IT業界及びマーケティング業界における事業運営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識から必要な意見を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の外、会社法第370条及び定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

アスカ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の間を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。

利益還元を行うに際しては、将来の事業拡大と経営体質強化に向けた成長投資に必要な内部留保を確保しつつ、収益状況や今後の見通し、配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当の継続を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行いつつ、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、連結計算書類では親会社株主に帰属する当期純利益6,913百万円を計上しましたものの、当社個別貸借対照表の繰越利益剰余金には4,627百万円の欠損額が生じていることから、剰余金の配当を見送らせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,147	流動負債	58,853
現金及び預金	4,896	買掛金	638
売掛金及び契約資産	1,971	未払金	1,406
商品	251	預り金	6,569
製品	94	預り暗号資産	46,097
原材料及び貯蔵品	126	未払法人税等	1,656
営業投資有価証券	370	借入暗号資産	2,028
利用者暗号資産	46,097	関係会社事業損失引当金	2
自己保有暗号資産	4,969	その他	456
差入保証暗号資産	1,170		
預託金	6,709		
差入保証金	2,493		
その他の他	2,051		
貸倒引当金	△55		
固定資産	1,821		
有形固定資産	86		
建物及び構築物	60		
減価償却累計額	△4		
建物及び構築物(純額)	56		
車両運搬具及び工具器具備品	92		
減価償却累計額	△62		
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	29		
無形固定資産	677		
ソフトウェア	662		
ソフトウェア仮勘定	15		
投資その他の資産	1,057		
投資有価証券	67		
敷金及び保証金	688		
固定化債権	16		
繰延税金資産	299		
その他の他	41		
貸倒引当金	△56		
資産合計	72,968	負債合計	58,853
		(純資産の部)	
		株主資本	14,096
		資本金	7,180
		資本剰余金	7,201
		利益剰余金	△268
		自己株式	△18
		新株予約権	18
		純資産合計	14,114
		負債・純資産合計	72,968

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,753
売上原価	15,018
売上総利益	13,735
販売費及び一般管理費	5,530
営業利益	8,205
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	2
為替差益	3
和解金収入	12
その他収入	12
その他	5
営業外費用	
支払利息	4
投資事業組合運用損	10
新株予約権発行費	5
株式交付費	15
貸倒引当金繰入額	27
その他	6
経常利益	69
特別利益	8,173
保険金収入	24
特別損失	
固定資産除却損	19
本社移転費用	5
出資金評価損	0
税金等調整前当期純利益	25
法人税、住民税及び事業税	1,558
法人税等調整額	△299
当期純利益	1,258
親会社株主に帰属する当期純利益	6,913
	6,913

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,491	流動負債	1,688
現金及び預金	2,348	買掛金	638
売掛金	1,758	未払金	195
契約資産	203	未払費用	106
商品	251	未払消費税	214
製成品	94	未払法人税等	357
前払費用	121	預り金	151
原材料及び貯蔵品	126	その他	24
営業投資有価証券	370		
先物取引差金勘定	1,006		
立替金	3		
短期貸付金	3,560		
その他の金	820		
貸倒引当金	△174		
固定資産	949		
有形固定資産	73		
建物	56		
車両運搬具	0		
工具器具備品	17		
リース資産	—		
無形固定資産	22		
ソフトウェア	22		
投資その他の資産	853		
投資有価証券	67		
関係会社株式	101		
出資金	0		
敷金及び保証金	685		
固定化債権	2		
貸倒引当金	△2		
資産合計	11,441	負債合計	1,688
		(純資産の部)	
		株主資本	9,733
		資本金	7,180
		資本剰余金	7,198
		資本準備金	7,198
		利益剰余金	△4,627
		その他利益剰余金	△4,627
		繰越利益剰余金	△4,627
		自己株式	△18
		新株予約権	18
		純資産合計	9,752
		負債・純資産合計	11,441

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,438
売上原価		15,018
売上総利益		3,420
販売費及び一般管理費		2,366
営業利益		1,054
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	2	
雑収入	428	472
営業外費用		
支払利息	6	
為替差損	0	
新株予約権発行費	5	
株式交付費	15	
投資事業組合運用損	10	
雑損失	6	44
経常利益		1,482
特別損失		
固定資産除却損	0	
本社移転費用	4	4
税引前当期純利益		1,477
法人税、住民税及び事業税		259
当期純利益		1,218

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 原 芳 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 資本業務提携契約の締結、及び連結子会社の異動（株式の一部譲渡）について
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年5月12日開催の取締役会決議において、SBIホールディングス株式会社との間で資本業務提携を行うことを決議し、同日付で契約を締結している。
2. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分及び自己株式取得について
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年5月13日開催の取締役会決議において、「資本準備金の額の減少の件」を2022年6月28日開催予定の第19期定時株主総会に付議すること、また、株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分及び資本剰余金を原資とする自己株式の取得について付議することを決議している
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 原 芳 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 資本業務提携契約の締結、及び連結子会社の異動（株式の一部譲渡）について

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年5月12日開催の取締役会決議において、SBIホールディングス株式会社との間で資本業務提携を行うことを決議し、同日付で契約を締結している。

2. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分及び自己株式取得について

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年5月13日開催の取締役会決議において、「資本準備金の額の減少の件」を2022年6月28日開催予定の第19期定時株主総会に付議すること、また、株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分及び資本剰余金を原資とする自己株式の取得について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社リミックスポイント 監査等委員会

監査等委員	今川 慎一	㊟
監査等委員	高山 雄大	㊟
監査等委員	東海林 秀樹	㊟
監査等委員	江藤 美帆	㊟

以 上

(注) 監査等委員 今川慎一、高山雄大、東海林秀樹及び江藤美帆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩10分



見やすく読みまぢがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。